

公益財団法人 高居百合子獣医学奨学財団

奨学生募集要項

2026年度（大学生）

1. 採用予定人数

日本国内の6年制大学において、獣医学課程を専攻する者のうち、15名を採用します。（採用予定人数は若干名の変更となる場合があります。）

2. 奨学金の給付金額および期間等

	給付月額	期間
大学奨学生	50,000 円	大学4年生から大学6年生までの3年間

3. 応募資格

- (1) 日本国内に居住し、日本国籍を有していること。
- (2) 日本国内の6年制大学において、獣医学課程を専攻する者とし、
当法人が奨学金を開始する年度の4月初日の時点で、大学4年生に進級していること。
- (3) 学業および人物ともに優秀かつ、健康で品行方正な学生であること。
- (4) 学資の支弁が困難であることが認められる者。
(下表の収入・所得の上限額を満たしていること。世帯人数1人の場合は通学形態が自宅の上限額を適用する)
- (5) 修得単位数が標準単位数（標準単位数＝卒業必要単位数÷修業期間×就学年数）以上であり、大学入学から直近までの学業成績において、GPA（平均成績）が2.4以上であること。（※注1）
- (6) 当法人が企画する交流の場（年1回程度）への参加および学業成績証明書と学習成果報告書の提出に協力ができること。

<収入・所得の上限額>

国公立大学に在学している場合			
世帯人数	通学形態	給与所得者	給与所得以外
1～2人	自宅	1,039 万円	631 万円
	自宅外	1,086 万円	678 万円
3人	自宅	1,012 万円	604 万円
	自宅外	1,059 万円	651 万円
4人	自宅	1,096 万円	688 万円
	自宅外	1,143 万円	735 万円
5人	自宅	1,314 万円	906 万円
	自宅外	1,408 万円	1,000 万円

私立大学に在学している場合			
世帯人数	通学形態	給与所得者	給与所得以外
1～2人	自宅	1,090 万円	682 万円
	自宅外	1,137 万円	729 万円
3人	自宅	1,063 万円	655 万円
	自宅外	1,110 万円	702 万円
4人	自宅	1,147 万円	739 万円
	自宅外	1,194 万円	786 万円
5人	自宅	1,416 万円	1,008 万円
	自宅外	1,510 万円	1,102 万円

※注1 GPA（Grade Point Average）の小数点第二位を四捨五入した値が2.4以上となります。また大学間の成績評価方法を統一するため、学業成績証明書を基に「標準化 GPA 計算書」により当該判定を行います。

※注2 給与所得の場合は、所得証明書等における収入金額（控除前）となります。

※注3 給与所得以外の場合、所得証明書等における所得金額となります。

※注4 両親共働きの場合は父、母の収入を合算した金額となります。

4. 奨学金の併用利用

奨学を目的とする他の団体等から返済義務のない（給付型）奨学金や、これに類する経済的支援を受けている場合は、本奨学金の申し込みはできません。

5. 応募方法

奨学生を志願する者は、下表で定める書類等に必要事項を記入または準備し、大学を通じて当法人が指定する期日までに提出ください。

(1) 奨学生願書	当法人が指定する書類（様式第 1 号）に必要事項を記入し、提出ください。 ※写真貼付（カラー、無帽、上半身正面、縦 4 cm×横 3 cm、応募前 3 か月以内に撮影したもの。）
(2) 推薦書	当法人が指定する書類（様式第 2 号）に必要事項を記入し、提出ください。
(3) 在学証明書（原本）	就学先任意書類
(4) 学業成績証明書（直近 1 年間）	就学先任意書類
(5) 標準化 GPA 計算書	当法人が指定する書類（様式第 3 号）に大学の奨学金担当者が作成し、提出ください。
(6) 個人情報等に関する同意書	当法人が指定する書類（様式第 4 号）を作成し、提出ください。
(7) 小論文	※出題するテーマに関する小論文 （日本語 400 文字原稿用紙 2 枚程度） テーマは「獣医師としてのあなたの夢を語ってください。 そしてそれは、どの様に社会に役立ちますか」とします。
(8) 奨学生応募書類チェックリスト	当法人が指定する書類（様式第 5 号）にて確認し、提出ください。※チェック欄に「○またはレ点」を記したもの。
(9) その他の書類	大学の定める送付状

6. 選考の流れと採用可否について

5月
書類提出期日

5月29日（金）までに当法人に到着するように提出ください。

8月 書類選考

奨学生の採用可否は、学識経験者による選考委員をもって構成する当法人の奨学生選考委員会の選考を経て、理事会において決定します。

9月
採用可否通知

当法人が奨学生の採用、また不採用を決定した場合は、大学を通じて、当法人が別に定める奨学生採用決定通知書、また奨学生不採用決定通知書をもって本人に通知します。

※注 5 奨学金の給付については、2026年度は10月から奨学金の給付を行います。10月に4月分から12月分の9か月分を一括して支給し、以後3か月分を1回とし、1月初日に支給します。翌年度からは4月初日、7月初日、10月初日、1月初日の4回に分けて毎年給付します。

※注 6 奨学金の給付額については、奨学生本人が申し出た本人名義の金融機関口座に振り込むものとします。ただし、当該給付日が金融機関休業日の場合については、その直後の営業日に繰り下げた上で、これを振り込むものとします。

※注 7 奨学生に採用された者は、奨学生住所等届出書〔採用時〕、当法人が指定する誓約書、また口座振込依頼書を奨学生採用決定通知書（様式第6号）で指定された日までに当法人に提出ください。

7. 奨学生の「届出義務・留意事項」について

(1) 奨学生が以下のいずれかに該当する場合は、直ちに当法人に届出ください。なお、この場合の届出方法については、その旨を記載した任意の書面とし、当該理由を証明する書類を添えた上で、当法人に届出ください。

- ①休学、復学、転学または退学するとき。
- ②停学その他処分を受けたとき。
- ③留年したとき。
- ④病気、事故その他の理由により欠席期間が3か月以上見込まれたとき。
- ⑤奨学生本人の氏名、住所その他重要な事項に変更が生じたとき。

(2) 当法人は奨学生が以下に該当するときは奨学金の給付を停止します。

- ①休学、転学、退学をした場合は、休学、転学、退学した月から奨学金の給付を停止します。
- ②停学その他処分を受けた場合は、当該処分を受けた月から奨学金の給付を停止します。
- ③学業成績の不良により留年した場合は、その留年が確定した月から奨学金の給付を停止します。
- ④性行が著しく不良と認められる場合は、当該事実を確認した月から奨学金の給付を停止します。
- ⑤奨学生としての責務を怠り、当法人が奨学生として適当ではないと判断した場合は、これ以降における奨学金の給付を停止します。
- ⑥当法人への定める提出書類において、特別な理由なく当法人が指定する期日までにこの提出がされない場合は、これ以降における奨学金の給付を停止します。
- ⑦疾病、不慮の事故、災難等により欠席が3か月以上となった場合は、当該奨学生から近況報告を求め、この事情を鑑みた上で、これ以降の奨学金の給付を停止することがあります。
- ⑧疾病、不慮の事故、災難等により修業の見込みがなくなった場合は、その事実を確認した月から奨学金の給付を停止します。
- ⑨大学の内外を問わず処罰の対象となり、奨学生の応募資格で定める奨学生としての応募資格を逸脱した場合は、当該事実を確認した月から奨学金の給付を停止します。
- ⑩奨学生本人および本人と生計を一にする家族もしくは本人の3親等以内の親族が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）であった場合および反社会的勢力に対して、自己（私）の名義を利用させようとした場合、当該事実が判明した以降の奨学金の給付を停止します。
- ⑪提出した書類の記載事項において、事実と相違することが判明した場合、これ以降の奨学金の給付を停止します。
- ⑫奨学金を必要としない理由が生じた場合は、当該月から給付を停止します。

- (3) 奨学生は、2027年4月30日までに「2026年度の学業成績証明書」「2026年度の学習成果報告書」を当法人に提出ください。「2026年度の学習成果報告書」は日本語400文字原稿用紙2枚程度とします。翌年度以降も、毎年4月30日までに前年度の「学業成績証明書」と「学習成果報告書」を当法人に提出ください。また、大学卒業時には「卒業証明書」を提出願います。
- (4) 奨学生が(2)のいずれかに該当する場合は、当法人が本奨学金の支給を停止しても異議を述べることはできません。また、故意による重大な違約または虚偽その他不正手段が認められた場合において、当法人から奨学金の返還請求があった場合には速やかに応じなければなりません。

8. その他

- (1) 募集要項に記載された内容以外は、当法人が定める奨学金規程に基づくものとします。
- (2) 奨学生を志願する者の個人情報等および奨学生となった者の個人情報等については、個人情報の保護に関する法律の趣旨に基づき、諸規定で定める事業運営に必要な範囲内においてこれを利用するものとし、当該個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で定める個人情報等の適切な保護および安全管理については、別に定める『個人情報保護方針（プライバシー・ポリシー）』および『個人情報保護規程』に従うものとします。
- (3) 提供された個人情報等に関する確認、質問及び変更等については、以下窓口へお問合せください。
- (4) 当財団の奨学金の給付を受けた場合でも、奨学生は学業終了後の進路について、特定の会社への就職等の義務を負うことはありません。

公益財団法人 高居百合子獣医学奨学財団 事務局内個人情報等担当窓口 事務局長

TEL 03-4218-7823 FAX 050-3156-3509

e-mail privacy@takaiyuriko-zaidan.or.jp

受付時間は、平日の午前10時00分から午後5時00分までの間となります。

（土・日曜日、国民の休日、年末・年始は除きます）

＜お問い合わせ先＞

公益財団法人高居百合子獣医学奨学財団

事務局内奨学生採用担当窓口

〒102- 0074 東京都千代田区九段南一丁目 5 番 10 号

TEL 03-4218-7823 FAX 050-3156-3509

※受付時間は、平日の午前10時00分から午後5時00分までの間となります。（土・日曜日、国民の休日、年末・年始は除きます）

[e-mail] saiyou@takaiyuriko-zaidan.or.jp

URL <https://www.takaiyuriko-zaidan.or.jp/>